

項 目	審 査 基 準
商工会設立の認可	<p>○法第23条第2項に適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の手続き、定款、事業計画の内容が法令に違反しないこと。 ・ 地区内の会員資格を有する者の1/2以上が会員になること。 ・ その設立がその地区内の商工業の総合的な改善発達に寄与するものであること。 ・ その事業を実施するために必要な経済的基礎を有するものであること
総（代）会招集の承認	<ul style="list-style-type: none"> ① 施行規則第4条（必要書類）及び第22条第1項（市町村町長を経由）に適合すること。 ② 会議の目的たる事項及び招集の請求の理由が適正であること。 ③ 総会招集の請求がされた日から現在まで所定（2週間）の期間が経過していること。 ④ 総会招集の手続が行われないことについての理由 ⑤ 会長の職務を行う者がいないとして会員から総会招集の請求が行われた場合においては、以上の①②及び④に加え、会長の職務を行う者の有無及びその見通し、総会員の1/5以上の同意を受けている事実
定款変更の認可	<ul style="list-style-type: none"> ① 法第44条第2項（必要書類）に適合すること。 ② 施行規則第5条第1項、第6条（必要書類）及び第22条第1項（市町村町長を経由）に適合すること。 ③ 変更しようとする事項及び変更の理由が適正なものであること。 ④ 法第28条（定款の記載事項）に規定する事項が変更後の定款に適正に記載されていること。 ⑤ 変更後の定款が法第3条の目的（商工会の目的）、法第6条の原則（営利行為の禁止）に適合しているとともに法令に違反しないこと。 ⑥ 変更後の定款が法第7条（商工会の地区）の規定と適合していること。 ⑦ 定款の変更に伴い事業の内容が変更又は追加される場合にあっては、その事業の実施に要する経済的基礎の有無及びその事業の実施に伴い会員が会員資格を有する者の1/2未満になるおそれの有無